

大野駅西町有地賃貸オフィスビル整備事業に関する基本協定書

大熊町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、大野駅西町有地賃貸オフィスビル整備事業に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が大熊町下野上地内に賃貸オフィスビルを立地するに当たり、甲と乙が相互に密接な連携を図り、企業立地に関する基本的な事項を定めることにより、乙の立地計画を円滑に促進することと共に、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（立地の合意）

第2条 甲と乙は、双葉郡大熊町大字下野上字大野4 1 5番2の一部、鮎沢1 2 0番1 2の一部に賃貸オフィスビルを立地することに合意するものとする。

（立地の受入れ）

第3条 甲は、乙の立地を受け入れるとともに乙の立地及び営業が円滑に行われるよう必要な処置を講ずることとする。

2 甲と乙は、別途協議のうえ、事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。

（用地の使用上の注意）

第4条 乙は、公害防止関係法令の規定を守り、環境の保全に努めるものとする。

2 乙は、事業活動に伴い生じた紛争等について、乙の責任と費用をもって解決するものとする。

3 乙は、地域との共存を図るよう努めるとともに、関係行政区からの申出については真摯に受け止め、誠意をもって対応するよう努めるものとする。

（従業員の雇用及び労働条件）

第5条 乙は、賃貸オフィスビルの営業に際し、地元の雇用創出に配慮するものとする。

2 甲は、乙の従業員の町内定住を促進する施策を積極的に実施するものとする。

3 乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

（相互の協力）

第6条 甲と乙は、前条までの協定事項を遵守するとともに、次の事項について連携し、協力する。

（1）大熊町における地域の活性化・魅力の向上

（2）大熊町におけるゼロカーボンの推進

（3）乙の従業員の確保

（4）乙の企業立地計画の円滑な実現

- (5) 大熊町における地域の安全・安心等
- (6) 大熊町における自然環境の保全や生活環境対策
- (7) 大熊町における産業振興、地域への人の集積
- (8) その他甲及び乙が必要と認めた事項

(立地協定の終了)

第7条 この協定は、事業用定期借地権設定契約が締結に至らなかったとき、事業用定期借地権設定契約が理由の如何を問わず終了したとき、又は甲乙双方の合意により終了する。

(その他)

第8条 この協定に規定のない事項が生じた場合及び、この協定の解釈に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議をして、問題の解決を図る。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717番地

大熊町

大熊町長_____

(乙)